

平成25年

上尾市教育委員会 11月定例会
議案資料

目 次

議案第33号 資料 (平成24年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について)

◇「債務負担行為」について ----- 1

◇「債務負担行為」について

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（債務負担行為）

第二百十四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

「債務負担行為」とは、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額に含まれているものを除き、将来にわたる債務を負担する行為を指す。債務負担行為は、必ずしも次年度以降に限らず現年度であっても、歳出予算等に含まれているもの以外に債務を負担する場合も含まれる。また、債務負担行為として予算で定めた案件については、義務費として歳入歳出予算に計上されることとなる。

地方自治法第214条は、以前においては「予算外義務負担」と称されていたものを、昭和38年の改正で債務負担行為として予算で定めることとされたものである。このように債務負担行為を予算で定めることとしたのは、普通地方公共団体が債務を負担する行為は、支出義務の負担を伴うものであり、それは、歳出予算の支出によって履行されるものであること、さらに債務を負担する行為に関し議会がこれを審議する場合においても、現実の歳入歳出予算と将来の財政負担とを併せて審議することとした方が便宜であること、債務負担行為を予算の内容に加えて一覧できることとすることにより、住民や議会の議員その他の関係者の理解に資すると考えられたこと等によるものである。

〔参考文献：松本英昭 著/新版 逐条地方自治法 第5次改訂版〕

債務負担行為と歳出予算の相違点は、第1に、歳出予算が当該年度限りのものであるのに対し、債務負担行為は、原則として、後年度において経費支出が予想される点にある。債務負担行為のうちには、年度内に補正予算の議決されることを予想して、契約等を締結すること、すなわち現年度においても、上記の歳出予算に含まれているもの以外の債務を負担する行為を含めることも可能であるが、債務負担行為として予算で定めるのは、一般的には次年度以降において経費の支出を伴うものがほとんどである。第2に、歳出予算と債務負担行為は、その目的を異にする。すなわち、歳出予算は経費の支出が目的であるのに対し、債務負担行為は、債務を負うことが目的である点にある。したがって、歳出予算は、債務負担と債務履行の両権限を付与されるのであるが、債務負担行為は、債務負担の権限のみを付与されるにすぎない。債務負担行為として予算で定めた案件については、あらためて、義務費として歳出予算に計上することになる（地方自治法第222条）。

債務負担行為は、その行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めて地方自治法施行規則（昭和二十二内務省令第二十九号）により予算の内容として議会の議決を経ることとなるが、この様式の備考2に定められているように、限度額の金額の表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載してもよいこととされている。

なお、長期継続契約の場合は、債務負担行為として議会の議決を経る必要はない。

〔参考文献：新自治用語辞典編纂会 編/新自治用語辞典〕